

令和 8 年 教育委員会

第 4 回 定例会 議事日程

令和 8 年 3 月 10 日 (火)

第 1 議 案

【 子ども総務課 】

- (1) 議案第 6 号「千代田区教育委員会告示式規則の一部を改正する規則」
- (2) 議案第 7 号「千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」

第 2 協 議

【 指導課 】

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について
- (3) 幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

第 3 報 告

【 文化振興課 】

- (1) 千代田区立図書館指定管理者の指定手続きについて

【 子ども総務課 】

- (1) 令和 8 年千代田区議会第 1 回定例会報告について (答弁概要)

【 子ども施設課 】

- (1) 番町小学校・幼稚園整備 現状と課題及び検討会設置に向けた準備について

【 指導課 】

- (1) 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- (2) 千代田区立公立学校管理職の異動について【秘密会】
- (3) 不登校対応分教室 (仮称) の名称の決定等について

第 4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田 (3 月 20 日号)

議案第6号

千代田区教育委員会告示式規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

社会のデジタル化の進展を踏まえ、区民の利便性向上及び事務の効率化を図るため、告示の方法を改める。

2 改正内容

告示について、区ホームページでの公表を可能とする。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○千代田区教育委員会告示式規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区教育委員会告示式規則 昭和41年10月1日教育委員会規則第28号 改正 平成18年3月14日教委 規則第7号 千代田区教育委員会告示式規則</p> <p>第1条 千代田区教育委員会規則は、前文、公布年月日及び教育委員会名を<u>記入しなければならない。</u></p> <p>第2条 千代田区教育委員会の規則および告示は、<u>インターネット</u>を利用し、又は千代田区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする。</p> <p>第3条 千代田区教育委員会規則は、特に施行期日を掲げた場合を除いては、公布の日から起算して10日を経た日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行前にした告示も、この規則により告示したものとする。</p> <p>附 則(平成18年3月14日教委規則第7号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和●年●月●日教委規則第●号)</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○千代田区教育委員会告示式規則 昭和41年10月1日教育委員会規則第28号 改正 平成18年3月14日教委 規則第7号 千代田区教育委員会告示式規則</p> <p>第1条 千代田区教育委員会規則は、前文、公布年月日及び教育委員会名を<u>記入し、教育委員会印を押して公布する。</u></p> <p>第2条 千代田区教育委員会の規則および告示は、千代田区役所の門前掲示場に掲示して公告式とする。</p> <p>第3条 千代田区教育委員会規則は、特に施行期日を掲げた場合を除いては、公布の日から起算して10日を経た日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則施行前にした告示も、この規則により告示したものとする。</p> <p>附 則(平成18年3月14日教委規則第7号) この規則は、公布の日から施行する。</p>

議案第7号

千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正理由

地方自治法改正（令和6年法律第65号。令和6年6月26日公布）に伴い、令和8年4月1日までに普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないこととなった。

現在、千代田区は、情報システム課において、長以外の執行機関も適用範囲に含む形で情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という）を策定しているが、本改正に伴い既存のセキュリティポリシーについて、必要に応じて見直しを行い、セキュリティポリシーの基本方針部分を改正地方自治法第244条の6第1項の方針に位置づける等の対応を行う必要がある。

そして、上記の対応は、各執行機関において行う必要があるが、情報セキュリティ対策が概ね同様であり、別個の方針策定が非効率である場合は、1つの方針を共同で策定することが可能とされている。

ついては、前述のとおり、区長部局である情報システム課が教育委員会も含めたセキュリティポリシーを策定し、それに関する事務を行っている実態を踏まえ、教育委員会事務局のセキュリティポリシーに関する事務について、区長の補助機関である職員に委任するための改正を行う。

なお、学校現場は異なる対策を講じる必要があるため、「教育情報セキュリティポリシー（千代田区では「学校情報セキュリティポリシー」）」は委任事項からは除くこととする。

2 改正内容

教育委員会から区長の補助機関である職員に委任する事務に、「情報セキュリティポリシー（教育情報セキュリティポリシーに関することは除く。）に関すること。」を加える

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和8年3月12日

新旧対照表

○千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

新（改正後）	旧（現 行）
<p>○千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 平成19年10月31日教育委員会規則第28号改正</p> <p>平成20年3月25日教委規則第4号 平成22年3月31日教委規則第2号 平成23年10月25日教委規則第20号 平成27年3月24日教委規則第9号 平成28年3月31日教委規則第4号 令和7年3月28日教委規則第4号 <u>令和8年●月●日教委規則第●号</u></p> <p>千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和27年千代田区教育委員会規則第6号）の全部を改正する。 （通則） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任及び補助執行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （委任） 第2条 教育委員会は、次の事務を千代田区長（以下「区長」という。）の補助機関である職員に委任する。 （1） 就学児童の調査に関すること。 （2） 学校その他の教育機関の営繕に関すること。 （3） 千代田区立（以下「区立」という。）麹町小学校の施設維持管理に関すること。 <u>（4） 情報セキュリティポリシー（教育情報セキュリティポリシーに関することは除く。）に関すること。</u> （補助執行） 第3条 教育委員会は、次の事務を区長の補助機関である職員に補助執行させる。 （1） 教育委員会の情報に係る情報公開請求の</p>	<p>○千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 平成19年10月31日教育委員会規則第28号改正</p> <p>平成20年3月25日教委規則第4号 平成22年3月31日教委規則第2号 平成23年10月25日教委規則第20号 平成27年3月24日教委規則第9号 平成28年3月31日教委規則第4号 令和7年3月28日教委規則第4号</p> <p>千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 千代田区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和27年千代田区教育委員会規則第6号）の全部を改正する。 （通則） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の委任及び補助執行については、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。 （委任） 第2条 教育委員会は、次の事務を千代田区長（以下「区長」という。）の補助機関である職員に委任する。 （1） 就学児童の調査に関すること。 （2） 学校その他の教育機関の営繕に関すること。 （3） 千代田区立（以下「区立」という。）麹町小学校の施設維持管理に関すること。</p> <p>（補助執行） 第3条 教育委員会は、次の事務を区長の補助機関である職員に補助執行させる。 （1） 教育委員会の情報に係る情報公開請求の</p>

受付に関すること。

- (2) 区立麴町小学校、区立富士見小学校、区立千代田小学校及び区立昌平小学校（これらの学校の会館施設予約システムによる予約が可能な施設及びプール並びに区立千代田小学校の駐車場に限る。）の目的外使用に係る申込みの受付（使用料等の収納を含む。次号において同じ。）に関すること。
- (3) 区立図書館に関すること。
- (4) 社会教育委員に関すること。
- (5) 社会教育団体に関すること。
- (6) 文化財の保護及び活用並びに保護思想の普及に関すること。
- (7) 文化財保護審議会に関すること。
- (8) 第3号から前号まで（第5号を除く。）に掲げる事務（次号において「図書館・文化財等事務」という。）に係る条例その他区議会の議決を経るべき事案（予算案件を除く。）に係る議案の原案の作成に関すること及び区議会における議案の説明に関すること。
- (9) 図書館・文化財等事務に係る教育委員会規則、訓令、要綱等の立案に関すること。
- (10) 国、東京都等に対する各種調査、報告等に関すること。
- (11) 特定個人情報保護評価における評価書の特定個人情報保護委員会への提出及び評価書の公表に関すること。

第4条 前条の規定により補助執行させる事務に係る事案の専決は、千代田区教育委員会事務局文書専決規則（昭和27年千代田区教育委員会規則第7号）の例によるものとし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 副区長 教育委員会事務局における教育長の区分による。
- (2) 部長 教育委員会事務局における部長の区分による。
- (3) 課長 教育委員会事務局における課長の区分による。

2 前項の規定にかかわらず、当該事案が特に重要又は異例に属する事項である場合は、教育委員会に諮らなければならない。

（補則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第4号）この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委規則第2号）この規則は、平成22年4月1日から施行する。

受付に関すること。

- (2) 区立麴町小学校、区立富士見小学校、区立千代田小学校及び区立昌平小学校（これらの学校の会館施設予約システムによる予約が可能な施設及びプール並びに区立千代田小学校の駐車場に限る。）の目的外使用に係る申込みの受付（使用料等の収納を含む。次号において同じ。）に関すること。
- (3) 区立図書館に関すること。
- (4) 社会教育委員に関すること。
- (5) 社会教育団体に関すること。
- (6) 文化財の保護及び活用並びに保護思想の普及に関すること。
- (7) 文化財保護審議会に関すること。
- (8) 第3号から前号まで（第5号を除く。）に掲げる事務（次号において「図書館・文化財等事務」という。）に係る条例その他区議会の議決を経るべき事案（予算案件を除く。）に係る議案の原案の作成に関すること及び区議会における議案の説明に関すること。
- (9) 図書館・文化財等事務に係る教育委員会規則、訓令、要綱等の立案に関すること。
- (10) 国、東京都等に対する各種調査、報告等に関すること。
- (11) 特定個人情報保護評価における評価書の特定個人情報保護委員会への提出及び評価書の公表に関すること。

第4条 前条の規定により補助執行させる事務に係る事案の専決は、千代田区教育委員会事務局文書専決規則（昭和27年千代田区教育委員会規則第7号）の例によるものとし、その区分は次のとおりとする。

- (1) 副区長 教育委員会事務局における教育長の区分による。
- (2) 部長 教育委員会事務局における部長の区分による。
- (3) 課長 教育委員会事務局における課長の区分による。

2 前項の規定にかかわらず、当該事案が特に重要又は異例に属する事項である場合は、教育委員会に諮らなければならない。

（補則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月25日教委規則第4号）この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教委規則第2号）この規則は、平成22年4月1日から施行する。

<p>附 則(平成23年10月25日教委規則第20号) この規則は、平成23年11月4日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年3月24日教委規則第9号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年3月31日教委規則第4号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和7年3月28日教委規則第4号) この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2号の規定は、令和6年12月2日から適用する。</p> <p>附 則(令和8年●月●日教委規則第●号) この規則は、令和8年3月12日から施行する。</p>	<p>附 則(平成23年10月25日教委規則第20号) この規則は、平成23年11月4日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年3月24日教委規則第9号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年3月31日教委規則第4号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和7年3月28日教委規則第4号) この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第2号の規定は、令和6年12月2日から適用する。</p>
--	---

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

職務給の原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現するため。

2 改正内容

期末手当に係る欠勤等の日数から、高齢者部分休業及び育児部分休業を除く。

	現 行	改正後
高齢者部分休業	7時間45分をもって 1/3 日に換算して算定	算定しない
育児部分休業		

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月28日教育委員会規則第15号）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（支給割合）</p>	<p>（支給割合）</p>
<p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p>	<p>第4条 条例第27条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。</p>
<p>（欠勤等日数）</p>	<p>（欠勤等日数）</p>
<p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>	<p>第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年千代田区条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第12号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。</p>
<p>（1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p>	<p>（1） 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p>
<p>（2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p>	<p>（2） 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間</p>
<p>（3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間</p>	<p>（3） 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間</p>
<p>（4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p>	<p>（4） 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間</p>
<p>（5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間</p>	<p>（5） 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間</p>
<p>（6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p>	<p>（6） 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間</p>
<p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業</p>	<p>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業</p>

であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間（削除）

（削除）

(11) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

(12) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から4まで（現行に同じ）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

(8) 自己啓発等休業中の職員として在職した期間

(9) 配偶者同行休業中の職員として在職した期間

(10) 法第26条の2第1項の規定により修学部分休業をしている職員として在職した期間

(11) 法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業をしている職員として在職した期間

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（職員団体会合等参加期間、団体派遣期間、講演等を行った期間又は職免規則第2条第1項第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、妊娠中若しくは出産後の症状等に対応する措置として休養を要した期間を除く。）

(14) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2から4まで（略）

5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、法第26条の2第1項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業により勤務しない時間又は育児部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行により、令和8年度以降の勤勉手当の支給月数に係る改正を行う。

また、職務給の原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現するための改正を行う。

2 改正内容

(1) 勤勉手当支給月数の改正

		6月期			12月期		
		現行	改正後	増減	現行	改正後	増減
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員 以外の職員	一般職員	1.175	1.1875	0.0125	1.200	1.1875	▲0.0125
	管理職員	1.350	1.3625	0.0125	1.375	1.3625	▲0.0125
定年前再任用短時間勤務職員・ 暫定再任用職員	一般職員	0.5750	0.5875	0.0125	0.6000	0.5875	▲0.0125
	管理職員	0.6625	0.6750	0.0125	0.6875	0.6750	▲0.0125

(2) 勤勉手当に係る欠勤等日数の算定の見直し

高齢者部分休業及び病気休暇の取扱いについて、それぞれの実取得期間が30日を超えた場合に限り欠勤等日数に算定する見直しを行う。

	現 行	改正後
高齢者部分休業	7時間45分をもって 2/3日に換算して算定	<u>30日を超える場合は</u> 7時間45分をもって 2/3日に換算して算定
病気休暇	7時間45分をもって 1日に換算して算定	<u>30日を超える場合は</u> 7時間45分をもって 1日に換算して算定

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1）法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の118.75</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の136.25</u>）</p> <p>（2）定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の58.75</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の67.5</u>）</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>3 （現行に同じ）</p> <p>（欠勤等日数）</p>	<p>（支給割合）</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>（1）法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100分の120</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>）</p> <p>（2）定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の60</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の68.75</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（欠勤等日数）</p>
<p>第5条 （現行に同じ）</p> <p>2から5まで （現行に同じ）</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、<u>介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定</p>	<p>第5条 （略）</p> <p>2から5まで （略）</p> <p>6 第1項及び前2項の規定は、<u>介護休暇又は育児部分休業</u>により勤務しない期間については、それぞれ日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において<u>介護休暇</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において<u>介護休暇又は育児部分休業</u>により勤務しない期間にあっては、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年</p>

<p>められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。</p> <p>7 （略）</p>
--	--

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

1 改正趣旨

有為な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法を見直す。

2 改正内容

(1)加算限度

現行の加算限度号数を廃止する。

(2)新たな加算方法

職員の有する経験年数について、12 月につき4号を加算することができることとする。ただし、一定の年数(大卒12年、短大卒14年)を超える経験年数については、18 月につき4号を加算することができることとする。

	現 行	改正後
計算方法	経験年数の月数を3月で除した数	経験年数の月数を12月(一定の年数を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除した数に4を乗じて得た数

<参考> 幼稚園教育職員の初任給加算等に関する基準等の一部改正

		現 行	改正後
加算号数	大卒	48号給以内	上限なし
	短大卒	56号給以内	上限なし

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年教育委員会規則第6号）

新（改正後）	旧（現行）
<p>（新たに職員となった者の号給）</p>	<p>（新たに職員となった者の号給）</p>
<p>第4条（現行に同じ）</p>	<p>第4条（略）</p>
<p>2（現行に同じ）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（<u>第4条の2による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、18月</u>）で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p>	<p>3 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第1項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を3月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。</p>
<p>（1）級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p>	<p>（1）級に関する規則第8条の規定により換算された経験年数。ただし、あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除く。</p>
<p>（2）前号に定めるほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p>	<p>（2）前号に定めるほか、第1項後段の規定により初任給が決定された者にあつては、級別資格基準表に定める当該職務の級についての必要な経験年数を超える経験年数</p>
<p>4 前項の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうち、下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の号給を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。</p>	<p>4 前項の規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうち、下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の号給を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。</p>
<p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p>	<p>（新たに職員となった者の号給の調整）</p>
<p>第4条の2 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p>	<p>第4条の2 新たに職員となった年度に経験年数を有する者（臨時的に任用される教育職員を除く。）については、その者が職員となった日以後の最初の昇給日に、昇給の号給数（第10条第3項の規定による昇給の号給数をいう。同条第1項及び第2項を除き以下同じ。）に前条の規定により採用日前日までの経験年数から得られる号数から同条の規定により採用日の属する年度の4月1日前の経験年数から得られる号数を減じて得た号数を加算して調整するものとする。</p>
<p>（昇格の場合の号給）</p>	<p>（昇格の場合の号給）</p>
<p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給</p>	<p>第6条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>あらかじめ人事委員会と協議して定める場合を除き</u>、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第3に定める昇格時対応号</p>

<p>表」という。)の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。</p> <p>2 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して定める。</p>
---	---

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	岩佐議員 (次世代)	1. 令和8年度予算編成について 2. 団体支援のあり方について 3. 福祉のラストワンマイルをどう埋めるか 4. 自治体間連携について 5. 文化芸術助成について	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施を前提とした物価高騰対策について ・真に支援を必要とする層への重点的な対策等。 ・自主財源確保のためのサブリース方式について ・町会の「共助」の中核としての役割、公益的機能を明確にし、事業補助と団体基盤支援を整理してはどうか。 ・終活支援体制の構築とアウトリーチの強化について ・身元保証支援について ・孤立対策 ・防災体制や事業実施において、近隣自治体との広域的な連携をより積極的に進めてはどうか。 ・教育と文化のまちにふさわしい文化事業助成を。 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	小林議員 (自民党)	1. 令和8年度当初予算編成の基本姿勢と持続可能な財政運営について 2. 物価高騰対策と区民生活支援について	(1) 物価上昇、金利動向、建設費高騰及び人口増加といった構造変化を踏まえた予算編成の基本方針について (2) 大型事業同時進行に伴う総事業費及び将来の維持管理費を含めた中長期財政負担の見通しと管理方針について (3) 基金繰入増加の評価及び財政規律確保の考え方について (4) 基金の実物資産化（土地取得等）を含む戦略的活用方針について (5) 消費税減税等による地方消費税交付金減収リスクへの対応について (1) ギフト券事業、家賃助成、給食費・教材費補助の政策効果検証について (2) 時限的措置と恒常制度の整理方針について (3) 給食費・家賃助成の将来的制度的位置付けについて (4) 現金給付型支援から構造的支援制度への転換の方向性について	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	小林議員 (自民党)	<p>3. 子ども・教育・次世代育成施策について</p> <p>4. 区民生活に身近な都市環境施策について</p> <p>5. 住民に身近な防災対策の具体化について</p> <p>6. 区内モビリティ施策の現状と公平性・ガバナンスについて</p> <p>7. 行政DX推進及び組織運営、将来像について</p>	<p>(1) ICT教育及び学用品無償化の成果指標と検証体制について</p> <p>(2) 私立学校就学者等支援クーポンの制度理念及び公立在籍者との公平性確保について</p> <p>(3) 私学支援拡充の財政持続可能性の評価について</p> <p>(4) 施策拡充に伴う学校・保育現場の負担増に対する人員体制整備について</p> <p>(1) 秋葉原地区におけるスマートごみ箱設置の政策判断と費用対効果について</p> <p>(2) 生活環境条例との整合性について</p> <p>(3) 排出者責任及び事業者責任の制度整理と検討状況について</p> <p>(4) 効果検証指標及び見直し基準について</p> <p>(1) 防災ベンチトイレ、トレーラートイレ等の迅速導入について</p> <p>(2) 充電機能付き防災ベンチ等、日常利用型防災設備の整備方針について</p> <p>(3) 防災船着き場等の平時活用の具体化について</p> <p>(4) ドローン活用訓練の実施と今後の展開について</p> <p>(5) 即効性ある身近な防災強化策の優先順位について</p> <p>(1) 区営シェアサイクル「ちよくる」のポート不足の要因分析及び改善策について</p> <p>(2) 民間事業者との制度差及び競争条件の公平性について</p> <p>(3) 民間事業者の実証実験の成果検証及び課題整理について</p> <p>(4) 意思決定過程の透明性確保について</p> <p>(5) 安全確保及び利用ルール整備の現状と課題について</p> <p>(6) ポート共同利用及びデータ連携の可能性について</p> <p>(1) DX推進の工程管理及び成果指標について</p> <p>(2) 職員数増加下における業務効率化及び生産性向上策について</p> <p>(3) 将来需要を見据えた職員体制の構想について</p> <p>(4) DX人材確保及び人材マネジメント戦略について</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
3	白川議員 (自 民)	<p>(1) 千代田区における外国人問題について、民泊や生活マナーを起点に、治安や教育までを含めて整理し、区民やマンション管理組合などからの相談にワンストップで対応できる体制を構築する考えはあるか。</p> <p>(2) 区長がこれまで進めてきた子育て・教育支援を基盤としつつ、今後は「納税者のための区政」という視点をより強化し、とりわけ独身の納税者や若い勤労世代への配慮を高めることで、将来の結婚や出産につながる環境を整えていく考えはあるか。</p> <p>(3) 区長は、区役所における職員の年齢構成のばらつきと、それに伴うノウハウ継承の課題をどのように認識されているか。人事評価制度、OJT・人材育成、DX・業務標準化を相互に連動させながら、経験や知見が世代を超えて循環する、持続可能な組織体制をどのように構築していくか。</p>	<p>1. 外国人問題（民泊・治安・教育）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人問題は整理と優先順位づけが必要。 区民の関心は「マナー」と「民泊」。 ローカルルールが伝わらないことが核心。 多言語の注意喚起を区名入りで支援するなど、ワンストップ体制を整備すべき。 民泊は「不安の蓄積」を通じて治安にも直結。対策のみでなく、発信が重要。 教育現場には負荷を集中させず支援体制を構築。 <p>2. 納税者のための区政</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化の根本には「結婚する若者の減少」＝若者の賃金の低さ。 だが、区単独で賃金を上げるのは困難 でも、独身納税者・若い勤労世代への配慮を強める区政が、長期的に少子化緩和と財政体力の強化につながる。 <p>3. 組織力強化（人事・OJT・DX）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢構成のばらつきでノウハウが継承されにくく、形式知だけが残って硬直化する懸念。 現状を把握することが大切。 人事評価で「知を伝える行為」を評価し、OJT・育成を属人化させない仕組みが必要。 DX・業務標準化は手順の形式化だけでなく、判断基準や経験知の共有まで踏み込ませるべき。 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	米田議員 (公明)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度当初予算編成と将来財政について ・医療DXについて ・RS ウイルス感染症対策について ・文化財保存活用計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計916億円を超える過去最大規模となった令和8年度当初予算案について、区としての位置づけと基本姿勢を伺う。 ・単年度にとどまらず、10年・20年先を見据えた持続可能な財政運営をどのように確保していくのか伺う。 ・基金の計画的活用と運用の透明性について ・スマート化の推進と区民の安心について ・介護人材確保と現場支援について ・区民が将来にわたり安心できる区政運営について ・医療データ連携基盤の整備について ・健診データ連携による業務改善について ・公会計情報と成果の見える化について ・母子免疫ワクチンの定期接種化について ・抗体製剤について ・高齢者へのRSウイルス対策について ・文化財保存活用計画と調査員制度について 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	永田議員 (自民)	外国人問題について 退職自衛官の防災、情報活動での活用について	全国的に在留外国人の増加傾向が続いている。これまでの「多文化共生」だけでは社会が混乱し問題が深刻になりかねない。相互理解が基本ではあるが、「秩序ある地域社会の維持」が前提だ。そのために、政府では規制強化、法整備を進めている。本区では、中国資本による投機目的の不動産購入が問題になっているが、中国人のみが倍増している実態を踏まえた外国人対策が必要ではないか。 緊急事態、大規模災害時に、地方自治体だけでは平時から有事への対応が困難なことが指摘されている。区の危機管理体制強化のためには、有事の即応体制を持つ自衛隊の専門知識の活用が最も有効と考える。東京都では退職自衛官を危機管理監として採用しており、23区内では品川、渋谷区等で防災、危機管理担当の常勤職員として採用している。 現在、政府はインテリジェンス強化のため「国家情報戦略」の策定を検討している。情報を集約する「国家情報局」の創設となれば、危機管理監が中心となって情報提供、収集、分析を担うこともできる。防災はもとより他自治体にはないインテリジェンスの観点から退職自衛官の採用を求める。	区長 関係 理事者
2	はやお議員 (自民党)	1. 中等教育政策の変遷と現在の立ち位置について	本区は平成14年度に「千代田区の中等教育将来像」を策定し、当時44～46%まで低下していた区立中学校進学率を背景に、「公立学校の復権」を掲げた。その象徴的施策が、平成18年度開校の区立中等教育学校（九段中等教育学校）である。 平成26年度の「中等教育の在り方検討会報告書」では、区立学校への進学率は約52%まで回復したものの、依然として私立・国立志向が高い実態が示された。 そして令和6年度からは「千代田区子育て・教育ビジョン」が策定され、「一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす」「多様なニーズへの対応」が強調されている。 (1)平成14年度策定の「千代田区の中等教育将来像」に基づき推進してきた「公立学校の復権」政策について、理念の達成度、成果及び課題をどのように総括しているのか。 (2)令和6年度開始の「千代田区子育て・教育ビジョン」において、区立学校をどのように位置付けているのか。多様な進学選択がある中で、公立学校の意義及び役割をどう定義しているのか。 (3)千代田区立九段中等教育学校の設置以降の教育成果、進学実績、定員充足率及び志願倍率の推移をどう分析しているのか。また、今後の質的高度化に向けた戦略は何か。	区長 教育 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	はやお議員 (自民党)	2. 私立学校就学者等支援クーポン(仮称)との整合性について	<p>現在検討されている「私立学校就学者等支援クーポン(仮称)」は、私立学校等に通う生徒への経済的支援を想定するものと理解している。</p> <p>しかし、これまで区は、区立中等教育学校の設置などを通じて区立学校への進学促進を政策目標としてきた。</p> <p>(1)私立学校就学者等支援クーポン(仮称)は、これまでの区立学校進学促進政策とどのように整合するのか。補完施策か、政策転換か、基本認識を問う。</p> <p>(2)区立学校の魅力向上策と私立就学支援策は理論的に両立するのか。教育ビジョンとの関係を踏まえた根拠を問う。</p> <p>(3)本事業における公金支出の公益性及び公平性をどのように担保するのか。区立学校への影響及び将来的な持続可能性についての見解を問う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	富山議員 (自 民)	安心して住み、学び、働き、訪れる秋葉原に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移り変わるアキバラしさの認識 ・ 現状の認識、無法地帯を避けるための取り組み ・ スマートゴミ箱の設置&更なる活用について ・ 都市再生整備計画、秋葉原マスタープラン、ガイドラインの作成の必要性を問う。 	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
4	えごし議員 (公 明)	骨活の推進	<p>骨の代謝バランスが崩れ、もろくなった状態の「骨粗しょう症」。高齢者や女性の発症リスクが高く、若者でも骨密度が低下して発症する可能性がある。全国では、「骨活」と称し、食事や運動、生活習慣の改善により骨密度と骨質を維持・向上させ、骨粗しょう症や将来の骨折を防ぐ取組を進める自治体もある。</p> <p>本区でもシルバートレーニングスタジオや骨密度測定会など行われているが、さらなる予防促進のため、区の考えを伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨粗しょう症予防について、取組の現状と課題は？ ・ 骨密度検査の拡充について <ul style="list-style-type: none"> ①骨密度測定会の土曜、休日開催 ②DXA法など高精度な測定への助成 ③区民健診に骨密度検査を ・ 転倒骨折への予防・啓発推進など 	区 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	えごし議員 (公明)	区内のごみの課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のごみについて <ul style="list-style-type: none"> ①現状の課題と取組は？ ②公園へのごみ箱の設置 ③「きれいな街、千代田」へ、イメージの向上、定着の取組を ・粗大ごみについて <ul style="list-style-type: none"> ①処理手数料のオンライン決済を ②リサイクルについて 	区長 関係理事者
5	牛尾議員 (共産党)	<p>(1) 安心できる医療保険制度について</p> <p>(2) 高齢者が安心してくらすことができる千代田のために</p> <p>(3) 市街地再開発事業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会保険料の削減のための高額療養費制度の見直しやOTC類似薬の保険適用除外には反対すべき ② 国民健康保険料の負担軽減や施策の拡充をもとめる。 ③ 75歳以上の医療費窓口負担の軽減策を検討してはどうか <ul style="list-style-type: none"> ① シルバーパスの購入費への助成を求める ② 高齢者へのタクシー券支給の検討を ③ 高齢者の住まいへの支援の拡充について <ul style="list-style-type: none"> ① 市街地再開発事業への補助金について質問する 	区長 教育長 関係理事者
6	田中議員 (国民)	欧州の混迷から学ぶ「多文化共生」の限界と、千代田区における「同化主義」への転換について	<ul style="list-style-type: none"> ・区の施策において、日本人に共生を強いるのではなく、日本に住む以上、移住者に対して日本の文化、慣習、規律への同化を求める教育・啓発活動へ舵を切るべきではないか ・窓口や教育現場、地域でのトラブル等、現場の職員や教員・生徒、地域住民に皺寄せがいき、疲弊する現状をどう認識し、具体的にどう守るつもりか、本区の見解を伺う 	区長 関係理事者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	ふかみ議員 (次世代)	<p>現役世代のケアラー（子育て・介護・病児・ひとり親）に対する就労継続支援について</p> <p>(1) 情報接続の強化について</p> <p>(2) 移動負担の軽減について</p> <p>(3) 重度化予防に向けたデータ活用について</p>	<p>経済成長と物価上昇、仕事負荷増大の中、現役世代ケアラーは経済・時間・心身の負担が大きい。過重負担を予防し、就労継続と生活の安定を支える環境整備について問う。</p> <p>子どもや高齢者の「被支援者」視点だけでなく、ケアラー視点で情報を整理・提供する考えはあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン窓口において、制度提案や申請につながる個別化質問テンプレート（プロンプト）設計と掲載、および動線整備を行う考えについて、区の見解を問う。 ✓ ライフステージ（含 要支援・要介護認定時）に応じて、支援情報を自動で家族に届けるプッシュ型支援の強化について、区の見解を問う。 <p>ケアの人材不足が深刻化する中、移動は時間・費用の負担が大きく、突発対応は過重負担や離職要因となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 遠距離介護や緊急時対応の移動費負担への配慮や移動支援の仕組み化について、区の見解を問う。 ✓ オンライン面談の標準化や、見守り・服薬支援等のDX活用により、移動回数を減らす仕組みづくりについて、区の見解を問う。 <p>本区では、国保データを活用したデータヘルス計画を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 重度化する人とならない人の差を、経年的に決定木分析などの解釈可能な手法で要因を抽出し、保健事業・介護予防と一体運用する考えはあるか。 ✓ 重度化予防は家族負担の抑制と離職回避につながる。データ活用を就労継続支援につなげる方針について、区の見解を問う。 	<p>区 長 教 育 長 関 係 理 事 者</p>

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
8	小枝議員 (声)	1、文化継承の担い手支援 2、DXと民主主義 3、二元代表制の考え方	<p>1) 文化継承者が商売を続け、住み続けられる千代田区の予算となっているか。</p> <p>2) 文化継承をになう官民協働のプラットフォームとしての『文化財団』が存在していない、必要ではないか。文化財を保存・活用する力を強め、専門的視点を強めることで「教育と文化」を魅力あるまちづくりのよりどころとして動かす官民のテーブルの必要性がある。</p> <p>3) 同業種および多様な異業種団体を縦横につなぐことが文化継承に有効ではないか。</p> <p>4) 町会・商店街など公共的団体の主力を担う方々の負担軽減のため、バックオフィス人材の活用を。統廃合の手続きも必要、ほか。</p> <p>代表制民主主義を補完する直接民主主義は極めて重要。千代田区は企画部門を中心に10年以上前からインターネット世論調査を実施してきた。それらのノウハウを共有し、各部各課の事業執行において、変化と多様性の時代に対応する協働参画と対話の手法として、確立してはどうか。住民・在勤・在学、性別、世代別、地域別に、データをとれる手法として有効。</p> <p>総務課における「職務に関する法律相談」と千代田区議会の独立性について。</p>	区 長 関係 理事 者
9	桜井議員 (自民)	○高校授業料無償化と区立九段中等教育学校の今後の対応について	<p>○国公立だけでなく私立においても所得制限撤廃で授業料無償化が始まる。</p> <p>○今回の授業料無償化に伴い、生徒の学校選びにも変化が起きるのではないかと。私立校への財政負担が軽くなることで公立から私立への応募に変化が起きてくることが考えられる。</p> <p>○昨今の都立高校の入学者応募状況を見てみると前年割れをしている年が多く、区はこのような現状をどのように把握され、どのような見解をお持ちか。また、九段中等教育学校においても区外からの受検数（B区分）では年々減少が見られている。区の見解を求めます。</p> <p>○区立九段中等教育学校がアピールする魅力ある学校とは何か。これから受検をする子供たちに支持される学校とはどのような学校を考えているか。</p>	区 教 育 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
9	桜井議員 (自民)	○いきいきプラザ一番町の改修について	<p>○いきいきプラザは平成7年、千代田区の福祉施設の拠点として一番町にあった旧国鉄総裁公館跡地に建設、スタートして31年を迎える。当時、高齢化社会への対応と区民福祉の充実を目的に①高齢者サービス機能②文化コミュニティ機能③健康・保健機能をもった総合公共施設として建設された。</p> <p>○いきいきプラザの大規模改修が検討されてから8年が経つ。大規模改修による移転先の課題や令和5年度からの新たな指定管理者が決定。コロナウイルスの感染予防から個室化の必要性。高齢者住宅の整備なども求められている。また、経年劣化による機能更新も対応が求められており、区は早急に前へ進めるべきではないか。</p> <p>○高齢者利用の多い施設の性格上、居ながらの改修には無理があり、このままでは何も進まない。本区が所有する留保財産の活用など様々な選択肢も含め検討する必要があると思うがどうか。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
10	小野議員 (次世代)	<p>1、庁内での働き方について</p> <p>2、教育委員会と学校の連携によるラストワンマイルの実現</p> <p>3、観光振興について</p> <p>4、本区の目指す自転車先進都市について</p>	<p>(1) 庁内における生成 ai 活用の目的と進捗状況についてうかがう。</p> <p>(2) 政策施策の立案と可視化業務の外部支援について、今後の方向性をうかがう。</p> <p>(3) 面談メモの活用範囲の拡充について提案する。</p> <p>(1) 制度や施策が整っているにも関わらず、必要とする当事者に届かない場合がある。こうした状況を極力なくすための今後の連携と手段についてうかがう。</p> <p>(1) 千代田区オリジナルの限定グッズで区の魅力を PR してはいかがか。</p> <p>(2) スマートゴミ箱へのラッピングでインバウンド向けの PR など検討してはいかがか。</p> <p>(1) 景観の美化にも配慮した既設駐輪場と新設駐輪場の整備についてうかがう。</p> <p>(2) 成長期の子ども向けの自転車トレーニング支援（移動式交通公園）についてうかがう。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和8年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
11	のざわ議員 (維新)	<p>1. 空きオフィス・空き住戸のフォードブル住宅転用政策</p> <p>2. 「ふるさと住民登録制度」</p> <p>3. 「ちよだ学びフェス」から敷衍質問</p> <p>4. 共同親権</p>	<p>(1) 転用対象物件の実態把握とデータベース化</p> <p>(2) 補助と規制緩和の一体運用</p> <p>(3) 財政の持続可能性</p> <p>(4) 「コミュニティ維持」という政策目的の明確化</p> <p>(1) 千代田区を離れた方々の転出理由などを、今後の政策に活かすため分析</p> <p>(2) ふるさと住民登録制度の今後の具体的対応・基本的取り組み姿勢</p> <p>(3) ふるさと住民登録制度での DID/VC の活用</p> <p>(4) 千代田区住民サービスでの DID/VC システムの導入試行</p> <p>(1) 「ちよだ学びフェス」定期開催と拡大発展</p> <p>(2) 区立小中学校への「訪問授業」「出前授業」仕組み構築</p> <p>(3) 「半日・1日体験型プログラム」や「課題解決型ワークショップ」を制度化</p> <p>(4) 「千代田モデル」として発展させる区の意向確認</p> <p>(1) 区の来年からの導入にあたり具体的準備（職員研修・区民への周知啓発含む）</p> <p>(2) 別居親の学校行事への参加</p> <p>(3) 同居親と別居親双方が親権者である場合の連絡の現況</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
12	岩田議員 (次世代)	<p>旧永田町小学校の活用について</p> <p>千代田区における『公益通報制度』とその周辺問題について問う</p>	<p>まだ予算もついていない事案であるにもかかわらず、『旧永田町小学校 解体』という報道がされている。</p> <p>議決も経ていないのに既に方針が決まっているかのような報道であり、誠に遺憾である。</p> <p>また区ホームページにも『当該施設を解体することとしました』とある。</p> <p>それらの件も含め今後の活用の仕方について問う。</p> <p>そもそも本区において『公益通報制度』をどのように考えているか</p> <p>本区の事例・他自治体の事例はどのようなものがあつたのか</p> <p>またその周辺問題としてどのようなものがあつたのか</p> <p>問題に対してどのように対処したのか</p> <p>何か問題は無かつたか</p> <p>今後はどのように対処すべきなのか</p> <p>等について問う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

令和8年第1回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

自民党	小林 たかや議員	代表質問	2
質問要旨	<p>○子ども・教育・次世代育成施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校就学者等支援クーポン制度の公式な位置づけ、公立在籍者との公平性確保について ・財政持続可能性の評価について ・施策拡充に伴う学校・保育現場の負担増に対する人員体制整備について <p>○学用品無償化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学用品無償化が家庭の経済的負担軽減や教育機会の均等にどの程度効果を上げるのか。 <p>○ICT教育の成果指標と検証体制について</p>		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

小林議員の私立学校就学者等支援クーポンについてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本事業の位置づけ及び区立学校在籍者との公平性についてですが、私立の小学校・中学校に通う子どもの割合が比較的高い本区の特性を踏まえ、既に給食費や教材費の全額補助を実施している区立学校との均衡を図るために、公平性に考慮して公立・私立に関わらず、千代田の子どもたちへの経済的支援として行うものでございます。

次に、本事業の5年間の見通しと財政持続可能性についてですが、今後5年間は対象者に大きな増減は見込まれておらず、令和8年度予算案並みの水準で推移する見込みです。持続可能性の担保については、既存事業全体を俯瞰した調整を行いながら財源を確保し、当面の間は本事業を継続的に実施していく必要があると認識しております。こうした制度の趣旨については、区立学校在籍者を含む区民の皆様にご理解いただけるよう適切にご説明してまいります。

最後に、施策拡充に伴う人員体制についてですが、事務事業の見直しやデジタル化などによる仕事の効率化を進めるとともに、事業の再編や統合等を図りつつ、ICT支援員や各種支援講師などの人員を配置し、現場職員の負担軽減に努めております。

<教育担当部長>

小林議員のご質問にお答えします。

学用品の無償化については、これまで各ご家庭で購入し、ご準備いただいていた絵の具セットや書道セットなどの学用品を公費で購入し、学校から対象児童に配付する予定です。成果指標等は特段設定しておりませんが、保護者の経済的、労力的負担を軽減するとともに、教育環境の充実を図るといふ事業の目的に沿って取り組んでまいります。

次に、ICT活用が学力向上や学習意欲にどの程度寄与しているかですが、現在では、ICTを活用することで、子どもたちが自己調整しながら学習を進めるとい

う、学習の個性化が浸透しつつあり、そのことが学力や学習意欲の向上に大きく寄与しています。

また、学力調査や情報活用能力に関する意識調査、国の情報化調査において、学力や学習意欲、情報活用能力が、国や東京都の平均値を上回ることを目標値として設定し、毎年、検証評価しております。

いずれと比較しても、良好な結果を確認しておりますが、仮に成果が十分でない場合には、要因を分析し、方策を検討するなど、PDCAサイクルに基づいて、改善を図ってまいります。

自民	白川 司 議員	代表質問	3
質問要旨	○千代田区における外国人問題について ・教育現場には負荷を集中させず支援体制を構築		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

白川議員の教育現場における外国人問題に関するご質問にお答えいたします。

学校において、外国籍の児童・生徒や保護者への対応に苦慮する事案が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するよう、各学校へ周知を図っております。

事案の内容によっては、学校問題対策専門員や指導主事が直接対応するとともに、支援員などの必要な人員の投入や、スクールロイヤーへ相談しながらの対応など、学校だけに負担を強いることのないよう体制を整備しております。

議員ご指摘のとおり、教育現場が疲弊すれば、教育の質が低下しかねないため、学校の状況を適切に把握し、ニーズに応じた支援体制の強化・拡充を図ってまいります。

自民	永田 壮一 議員	一般質問	1
質問要旨	○公立学校に通う外国籍児童・生徒について ・外国人の児童生徒について、文化、習慣の違い、保護者の意思疎通の問題がほとんどの学校で起きている。実態を踏まえた対策が必要と考えるがいかがか。		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

永田議員の外国籍児童・生徒についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、国が示す日本人と同一の教育を受ける機会を保障するという観点から、外国籍の児童・生徒の入学を受け入れておりますが、学校において、とりわけ日本語を母語としない場合には、文化、習慣の違いや意思疎通による課題があるということは認識しております。

そうした状況への対応として、これまで日本語指導や通訳のための人員を配備してきましたが、今般、学校生活上のルールを説明する資料を作成し、ホームページへ掲載いたしました。入学説明会で配布した学校からは、保護者が真剣に読み込む姿を確認でき、効果に期待がもてるという報告を得ています。今後、主に海外で学年が切替わる秋に向けた、転入時の面談等でも活用し、ルールの理解と徹底を促してまいります。また、保護者への対応において、意思疎通が難しく、初期対応に苦慮するケースがある現状を踏まえ、学校に常勤して通訳できる有償ボランティアを配置しました。さらに、新年度からは、学校の意図に基づいて直接的に保護者等へ対応できる、外国語に堪能な学校問題対策専門員の配置の拡充を進め、課題への対応に粘り強く取り組んでまいります。

自民党	はやお 恭一 議員	一般質問	2
質問要旨	○私立学校就学者等支援クーポンとの整合性について ○中等教育政策の変遷と現在の立ち位置について ・「公立学校の復権」の総括について、理念的な達成度、現実的な成果、残された課題をどう評価しているか。 ・子育て・教育ビジョンにおける区立学校、どのような役割を担う存在として再定義されているか。公立であることの意義、教育の基幹としての優位性をどこに見出しているか。 ・九段中等教育学校の教育成果、進学実績、定員充足率及び志願倍率の推移をどう分析しているか。本区独自の質的高度化に向けた戦略は何か。		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

はやお議員の「私立学校就学者等支援クーポン」についてのご質問にお答えいたします。

まず、区立学校の進学促進との整合についてですが、私立学校就学者等支援クーポンは、私立の小学校・中学校に通う子どもの割合が比較的高い本区の特性を踏まえ、給食費や教材費相当の経済的支援として行うものです。一方、区立学校の進学促進は、公教育そのものの質を高め、進学先として選ばれる学校を目指していくものであり、

施策の趣旨や目的が異なるものでございます。

次に、子育て・教育ビジョンを踏まえた、区立学校の魅力向上策との両立についての認識です。まず、区立学校の魅力向上については、ビジョンの理念を実現するために「めざす子どもたちの姿」を掲げ、そこで示した施策を実践することにより区立学校の魅力向上につなげます。一方、私立学校に通う子どもたちへの経済的支援は、ビジョンの基本的方向性「質の高い子育て・教育を支える環境の整備」の中で、「経済的負担の軽減を目指す」とされておりますが、このことが区立学校の魅力向上に影響を与えるものではなく、両立し得るものと認識しております。

次に、本事業の公益性・公平性の担保についてですが、子育て・教育にかかる経済的負担を軽減していく社会の流れを踏まえた公益に合致し、既に給食費や教材費の全額補助を実施している区立学校との均衡を図るため、公立・私立に関わらず、千代田の子どもたちへの経済的支援として公平性に考慮して行うものです。

また、区立学校への投資配分への影響については、教育行政全体を俯瞰しながら事業の見直しや再編等の調整を図りつつ、必要な財源を確保してまいります。在籍予測、教育行政の持続可能性については、当面は子どもの数が現状並みに推移し、その後減少していく見込みの中、質の高い子育て・教育行政を提供し続けることにより、魅力のある選ばれる学校づくりを進めていく所存でございます。

<教育担当部長>

はやお議員の、中等教育政策についてのご質問にお答えします。

公立学校における教育の復権に向けては、区独自の講師を活用した習熟度別指導や探究的な学びの実施、ICT教育や特色ある教育活動の推進など、様々な施策をとおして、画一的な教育からの脱却を図ってまいりました。また、学校の適正規模の維持に懸念があった当時と比べ、都心回帰による人口回復が背景にあるものの、区立中学校では、これまで学年で3～4学級の規模を概ね維持できており、適正な学校規模における学習集団の中で、社会性や集団生活に適應する力の育成が図られております。一方で、将来訪れる学齢期人口の減少や、次の学習指導要領に的確に対応するための教育課程の工夫、多様な学びの場の確保や教職員の働き方改革の推進など、社会の変化や教育改革などに伴う課題に対しても、公立の役割を継続して果たしていけるよう、生徒の目的や個性に対応できる選択幅の広い豊富な教育内容を提供してまいります。

次に、子育て・教育ビジョンにおける区立学校の位置付けについてですが、「家庭、学校・園、地域が一体となって共に成長を支え・見守っていくことが不可欠」であり、その上で「学校・園が果たす役割が大きいこと」を子育て・教育ビジョンに掲げており、学校・園は子育ての中核的な役割を担っていることを意味しています。そのため、地域と家庭と連携しながら子どもたちの成長を支えていく上で、区立学校の存在意義や役割は大変重要であり、公立学校の優位性であるとも考えております。

最後に、九段中等教育学校についてですが、文部科学省より、生成AIパイロット校として指定されているほか、グローバル教育、STEAM教育、6年間を見通してのキャリア教育を軸としたアントレプレナー教育の3つの柱を一体とした、独自の探究的な学びに取り組んでおります。これらが大きく評価されて、国公立大学への推薦者合格者を複数名輩出するという実績も出ております。また、定員は常に充足しており、過去5年間のA区分の応募倍率は2.2倍前後を維持し、区民から求められる九段中等教育学校として持続できているものと認識しております。

今後も、九段中等教育学校の教育活動を適宜、点検評価しながら、時代に即した施策へブラッシュアップを繰り返し、教育の質的高度化を図ってまいります。

国民	田中 えりか 議員	一般質問	6
質問要旨	○欧州の混迷から学ぶ「多文化共生」の限界と、千代田区における「同化主義」への転換について ・現場の教職員や児童生徒等に皺寄せがいき、疲弊する現状をどう認識し、具体的にどう守るつもりか		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

田中議員の、教育現場への具体的な対策についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、これまで現場の負担軽減に向け、通訳支援員や日本語指導員を配置してまいりました。また、意思疎通が難しい保護者への初期対応に苦慮する現状を踏まえ、常勤して通訳できる有償ボランティアを本年度配置したところです。

更に、新年度からは、外国語に堪能な学校問題対策専門員を配置する具体的な対策の取組を進めてまいります。

また、多言語による学校生活のルールを説明する資料を作成し、HPへ掲載するとともに、入学説明会でも配布しているところです。今後、主に海外で学年が切替わる秋に向けた、転入時の面談等でも活用し、ルールの理解と徹底を促してまいります。

自民	桜井 ただし 議員	一般質問	9
質問要旨	○高校授業料無償化と区立九段中等教育学校の今後の対応について。 ・公立離れの動向を注視する必要があるが見解は ・都立高校の定員割れの把握と見解は ・区立中等教育学校としての独自性ある魅力は達せられたか ・子どもに支持される魅力ある学校とは		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

桜井議員の区立九段中等教育学校の今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、私立の選択肢が広がることに関しては、東京都で私立高校の実質無償化が開始された令和6年度より、都立高校や都立中等教育学校、九段中等教育学校の応募倍率を確認しており、今後とも進学に影響がないかを注視してまいります。

また、都立高校の定員割れの現状については、教育委員会としても進路指導と関連付けて把握しており、学習集団の中で、生徒の社会性や集団生活に適應する力を育成する上での適正な学校規模が必要と考えております。

次に、九段中等教育学校の開校後は、習熟度別の少人数指導の実施、ICT教育や国際教育、キャリア教育の推進、6年間のカリキュラム編成など、様々な施策をとおして、区立としての独自性のある教育活動を展開し、魅力の発信に努めるなど、計画通りに成果をあげています。

最後に、九段中等教育学校の魅力についてですが、現在も教育のフロントランナーとして、グローバル教育、STEAM教育、アントレプレナー教育の3つの柱を一体とした探究プログラムの実施など、6年間を見通した教育活動を展開しております。

議員のご指摘も考慮しつつ、今後、九段中等教育学校においては、子どもたちの多様な学習ニーズに対応した、柔軟で質の高い学びを実現するカリキュラム編成や教育活動を実施し、選ばれる区立学校として、子どもたちにとって学んでみたいと思えるような魅力ある学校づくりを一層目指してまいります。

次世代	小野 なりこ 議員	一般質問	10
質問要旨	○教育委員会と学校の連携によるラストワンマイルの実現について ・MIMの活用について ・情報格差の解消への今後の解決策と手段について		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

小野議員の教育委員会と学校の連携によるラストワンマイルの実現についての質問にお答えいたします。

まず、多層指導モデルMIMの活用についてですが、令和7年度より全小学校に導入しましたが、十分な活用が図られていない学校があったことは、課題として捉えています。

そのため、先月、全ての学校長と幼稚園長等が参加する校園長会を開催し、改めてMIMの活用について周知を図ったところです。さらに、令和8年度は、全ての小学校での活用が徹底されるよう、アセスメント結果の提出を義務付けるなど、区全体での活用を促進し、児童一人一人の特性を適切に把握するなかで、必要な支援が確実に実施できるよう、努めてまいります。

また、必要とする当事者に届かない情報格差の解消等に向けては、今年度実施した「ちよだキース・フォーラム」の結果等も踏まえて、子育て世代への情報発信を強化するためのインフルエンサーによる発信なども検討が必要と考えており、議員ご指摘の当事者目線で発信力の高い民間団体との連携も視野に、区の制度や施策などを必要な方にお届けできる方法をさらに検討してまいります。

維新	のざわ 哲夫 議員	一般質問	11
質問要旨	<p>○「ちよだ学びフェス」を敷衍した質問について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ちよだ学びフェス」を定期開催へ発展させるとともに、参加企業・団体数及び参加児童・生数の拡大目標を設定してはいかがか。 ・区立小・中学校への「訪問授業」「出前授業」仕組みを構築するとともに、年間カリキュラムへの組み込むのはいかがか。 ・中学生向けに、大学のインターンシップを模した「半日・1日体験型プログラム」や「課題解決型ワークショップ」を制度化し探検学習と接続するとともに、区がコーディネート機能を担い、企業・団体とのマッチングを行う体制整備することの見解を求める。 ・「ちよだ学びフェス」事業を「千代田型モデル」として発展させる意向があるのか。 <p>○共同親権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同親権導入への具体的準備について ・別居親の学校行事への参加について ・双方が親権者である場合の連絡について 		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

のざわ議員の「ちよだ学びフェス」についてのご質問にお答えいたします。

まず、定期開催についてですが、来場者のご意見では好意的な内容が多く、参加者アンケートで全員が「また参加したい」と回答しており、来年度の開催についても予算化したところでございます。

参加団体や児童・生徒数の目標の設定ですが、令和8年度の実施内容は現段階では未定でございますので、どのような目標を掲げて実施するのか検討してまいります。

次に、区立小・中学校への「訪問授業」「出前授業」についてですが、令和7年3月に「産学等と学校の連携ガイドライン」及び「学校と企業等の連携プログラム」を策定し、学校と企業団体等により実施しています。その中でキャリア教育等と連動させた年間カリキュラムへの組み込みも行っておりますが、学校によるバラツキも見受けられます。今後はさらに内容を充実させ、実施回数も増やすなど、拡充してまいります。

次に、中学生向けの「体験型プログラム」及び「課題解決型ワークショップ」を制度化することや、区がコーディネート機能を担うことについてですが、学習指導要領上、職場体験が必須として位置づけられている学年もあるため、体験型プログラムを制度化していきたいと考えております。また、課題解決型ワークショップについても、これからの時代に求められる能力の養成に資するものであり、これらのメニューの円滑なマッチングのため配置している「産官等連携コンシェルジュ」とともに企業団体等との協議・調整を続けてまいります。

次に、「ちよだ学びフェス」を「千代田モデル」として発展させることについてですが、本事業の「千代田区の子どもの未来を応援したい」という趣旨とともに広く浸透し、皆様にご理解いただく中で将来的にそう称されるよう鋭意取り組んでまいります。

<教育担当部長>

のざわ議員の共同親権についてのご質問にお答えいたします。

まず、共同親権に関する具体的な準備ですが、各関係所管課において、弁護士など

の有識者による講義や研修、勉強会などを実施して、今後の対応の準備を進めているところです。また、共同親権に関する区民への周知として、区のホームページによる周知を行っているところです。

次に、共同親権に係る「別居親の学校行事への参加について」ですが、学校では、別居親を含め、学校行事への参加については、保護者からの申し出に基づいて対応しております。そのため、参加が可能であるという原則はあることを理解しつつ、保護者との丁寧なコミュニケーションをとおして、引き続き対応してまいります。

また、別居親への学校からの情報提供についてですが、学校行事への参加と同様に、情報の共有は、保護者からの申し出に基づいて対応しているところです。

学校には、法改正内容の適切な理解を促しながら、引き続き、保護者とのコミュニケーションを円滑に進め、ニーズに応じた丁寧な対応をするよう周知してまいります。

「令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果について

1. 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校・中学校）の結果について

(1) 対象

全国の小学校5年生、中学校2年生全員

(2) 調査項目（実技）

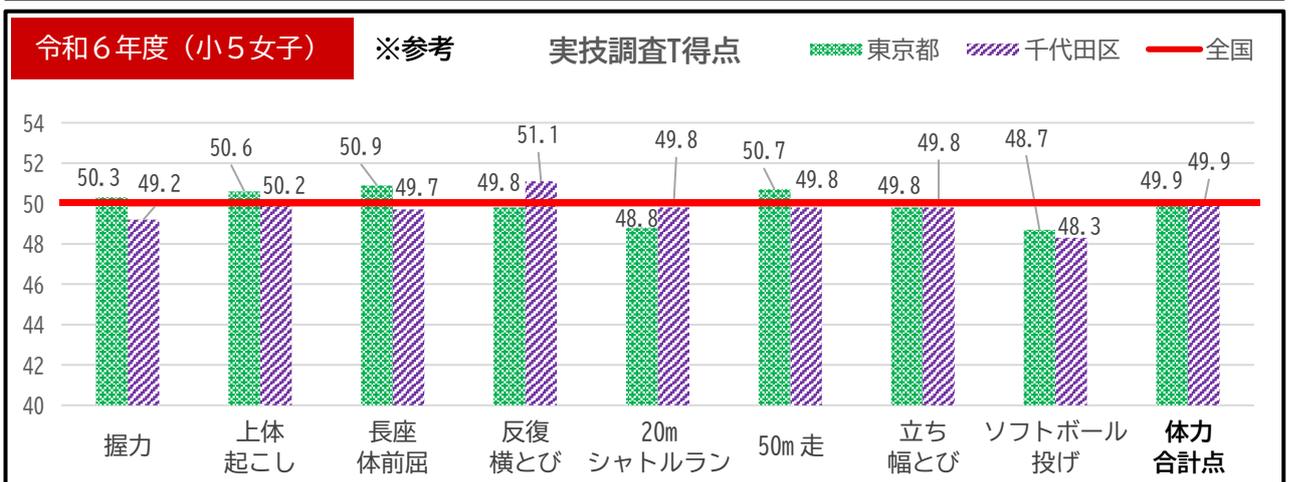
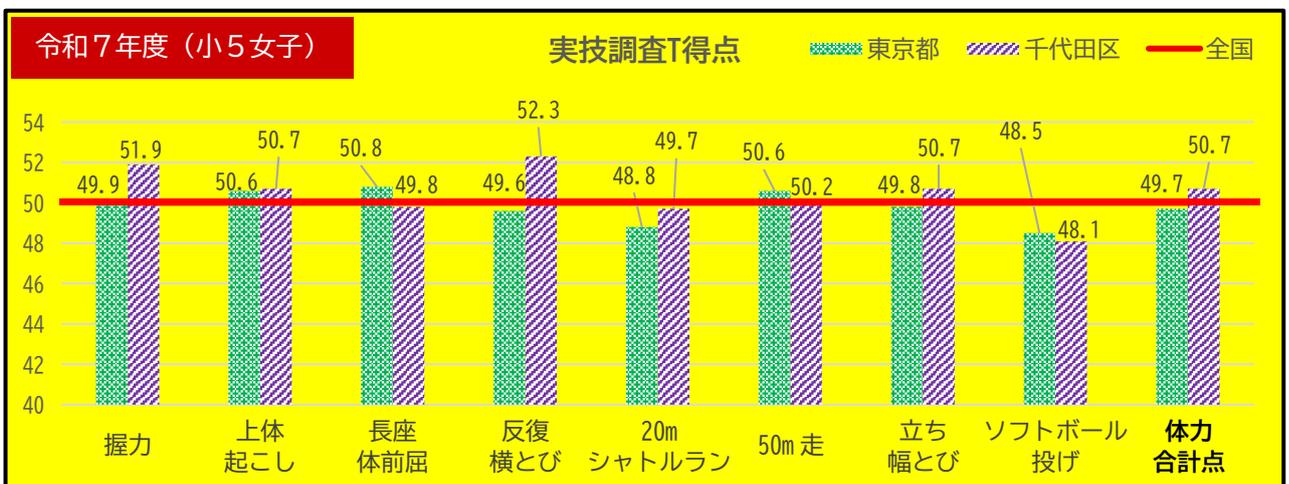
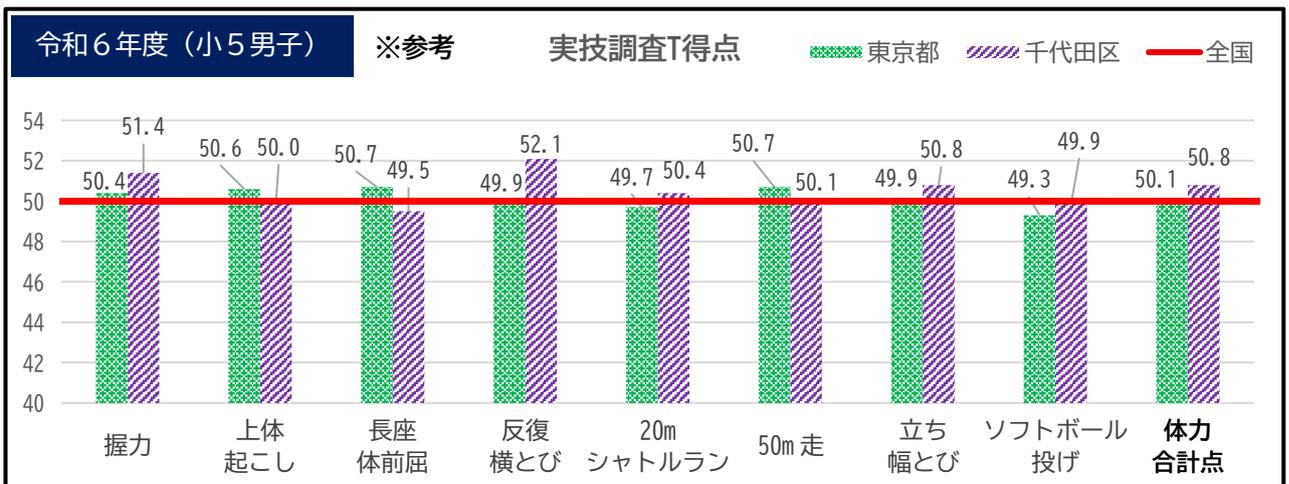
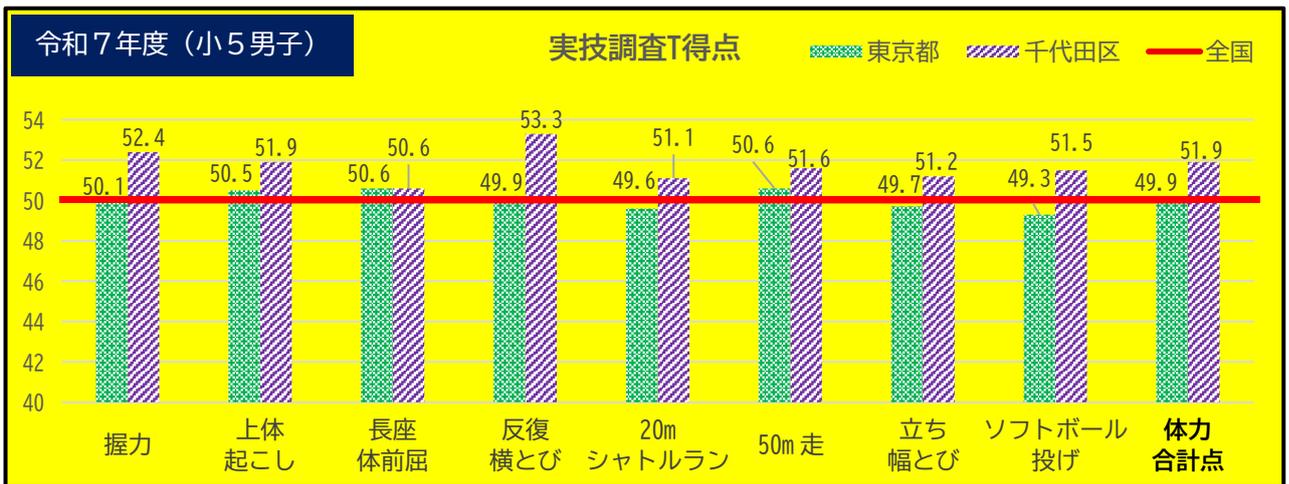
小学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横とび（敏捷性）、20mシャトルラン（全身持久力）、50m走（走力）、
立ち幅とび（瞬発力）、ソフトボール投げ（投力・巧緻性）**計8種目**

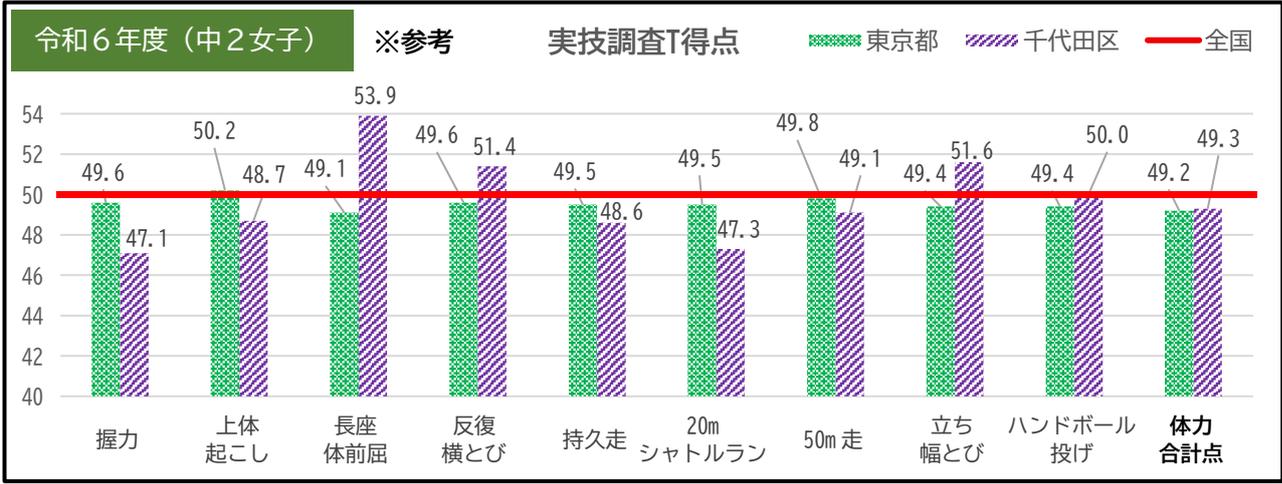
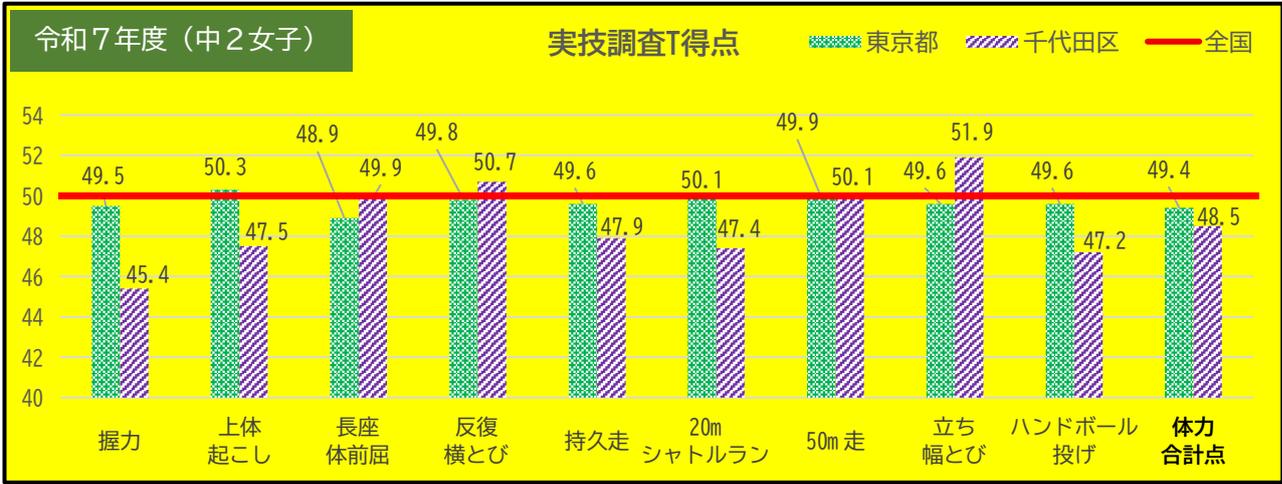
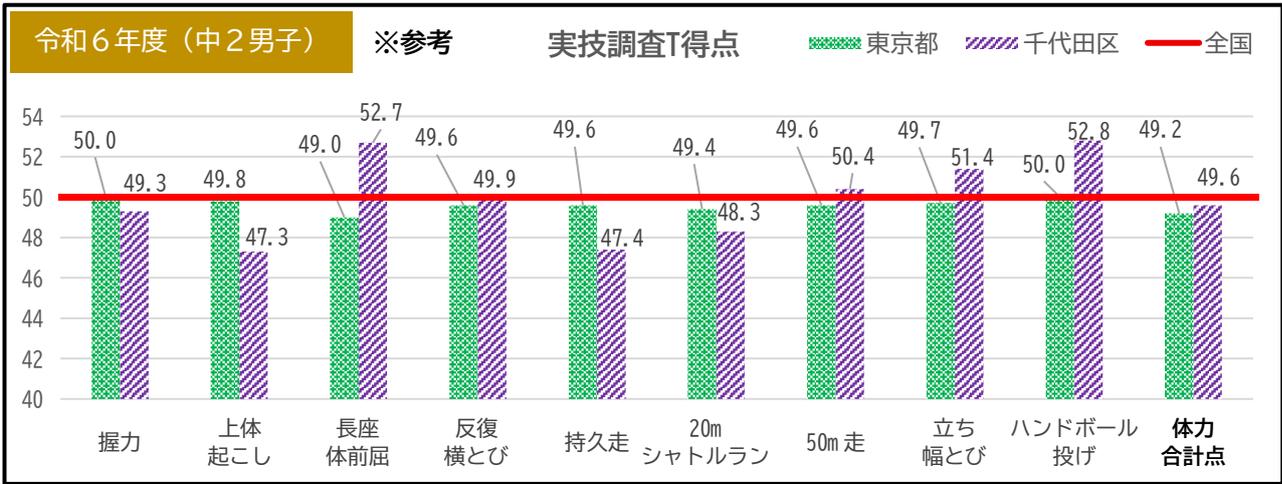
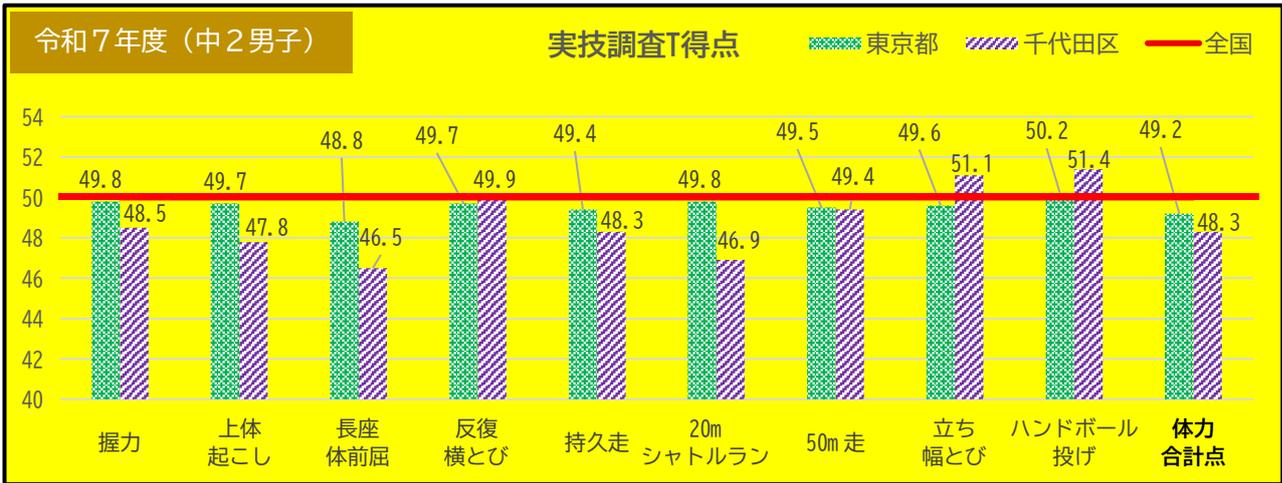
中学校：握力（筋力）、上体起こし（筋力・筋持久力）、長座体前屈（柔軟性）、
反復横とび（敏捷性）、20mシャトルラン（全身持久力）【持久走の選択も可】、
50m走（走力）、立ち幅とび（瞬発力）、ハンドボール投げ（投力・巧緻性）**計8(9)種目**

※併せて、小・中学校ともに、生活習慣や食習慣、運動習慣等に関するアンケート調査も実施

※高等学校は、本調査の対象外

(3) 全国・東京都・千代田区の比較（全国平均点を50とする）





(4) 結果と分析

①：小5男子

全ての項目で全国平均や東京都平均を上回る結果となった。一方、種目間で極端な高低差は見られないが、「長座体前屈」は全国及び東京都と同じ水準にとどまっている。現状の体力水準を維持しつつ、柔軟性を含め、今後も各体力の要素をバランスよく高める指導の充実を図っていく。

②：小5女子

体力合計点は高いものの、「長座体前屈」、「20mシャトルラン」、「ソフトボール投げ」の結果から、柔軟性や持久力、投力に課題が見られた。今後も体育の授業等において、個々の体力要素の差に配慮しながら、多様な動きを経験できる学習内容の工夫をより一層進める。

③：中2男子

「立ち幅とび」や「ハンドボール投げ」で全国平均を上回る一方、その他の種目で全国平均を下回った。瞬発力や投力と比較し、基礎的な筋力や持久力に課題が見られた。今後は体育の授業等において、基礎的な筋力や持久力を段階的に高める学習内容の充実を図る。

④：中2女子

「反復横とび」、「50m走」、「立ち幅とび」で全国平均を上回ったが、基礎的な筋力及び全身持久力の低さが、体力合計点に影響を与えている。生徒の体力差に配慮しつつ、今後も継続的に取り組むことができる運動を取り入れ、基礎体力の向上を図る。

(5) 総評

千代田区としては、今後もさらに小学校段階で培われた体力を中学校段階へつなげていく視点を重視し、発達段階に応じて基礎的な筋力や持久力を継続的に高めていく取組が求められる。

体育の授業を中心に、特定の体力の要素に偏ることなく、柔軟性・筋力・持久力・敏捷性等をバランスよく育成する指導内容の工夫を進め、学年が進行しても体力の水準を維持・向上できる取組を体系的に進めていく。

不登校対応分教室（仮称）の名称の決定について

本区においては、令和8年度より不登校対応の一層の充実を図るため、新たな取組として、神田一橋中学校に不登校対応分教室（仮称）を設置することとし、現在開設に向けた準備を進めていたところである。

今般、東京都教育委員会から別添のとおりチャレンジクラスの設置が認められたことに伴い、不登校対応分教室の本区における名称を下記のとおりとし、開設に向けた取組をさらに進めていくこととする。

記

1 名称 神田一橋中学校チャレンジクラス

2 決定した理由

さまざまな不登校対応施策がある中、さまざまなことに挑戦できる新たな学びの場所の一つとして、生徒、保護者、教職員にとって分かりやすい名称であるため。

以上

～誰一人取り残されない学びの実現に向けて～

近年、様々な事情により学校や教室に通うことが難しい児童・生徒の数が増えており、全国的に喫緊の課題となっています。千代田区では、不登校対策事業として「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）」「はくちょう教室」「神田一橋中学校チャレンジクラス」「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）」「フリースクール等民間施設との連携」を5つの柱として未来を担う千代田区の一人一人の子どもたちが誰一人取り残されずに教育を受けることができる「多様な学びの場」を整えています。

令和5年度まで



令和8年度

児童・生徒一人一人のニーズに対応し、多様な学びの場を確保します！



①校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）

自分のクラスに入りづらい児童・生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を区内の全ての学校内に設置します。教科の特性や学習状況に応じて学級から配信されるオンライン授業に一人一台端末を活用して受けることもできます。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで

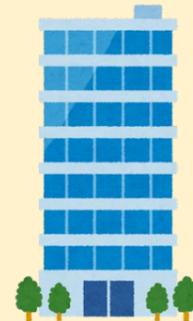
④バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）

VLPは3Dメタバース空間により構築されたバーチャル空間であり、PCやタブレットなどGIGA端末を通してアバターを操作し、コミュニケーションをとることができます。児童・生徒の日常的な利用を想定し、様々なコミュニケーション機能を実装しています。また、VLP上では、自学自習のWEB教材や、プログラミング教材など様々な学習コンテンツを有しており、利用者は自身の学習状況に応じたコンテンツを利用可能です。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで
千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 03-5211-4286



サポートがあれば登校できる児童・生徒に対して大学生のボランティアをサポーターとして派遣し、朝の登校の支援及び登校後の寄り添い支援を行うことにより、児童・生徒が安心して登校することができるようにします。



②はくちょう教室（適応指導教室）

集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行い、社会的自立に資することを基本とします。

【学習環境】

- (1) 校種別の教室を設置します（小学校・中学校）。
- (2) 個別学習室を設置します。
- (3) フリースペース（軽い運動・グループ活動・談話）を設置します。

問い合わせ先
各小・中・中等教育学校の担任や副校長まで
はくちょう教室 03-3256-8446



教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用い



New!

③神田一橋中学校チャレンジクラス

不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりある生活時程・時間割、少人数の学級で柔軟な対応と支援を行います。また、正規の教員がチャレンジクラス独自の担任となり、授業や支援を行うとともに、神田一橋中学校の他の教員や養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も支援します。

【対象となる生徒】

- ・年間30日以上欠席している不登校の生徒。
- ・欠席が30日未満であっても断続的な不登校または不登校の傾向が見られる生徒。

問い合わせ先
千代田区教育委員会事務局子ども部指導課 03-5211-4286
神田一橋中学校 03-3265-5961

⑤フリースクール等民間施設との連携

教育委員会及び学校がフリースクール等民間施設と定期的に情報交換会を行い、子どもの学びを支えています。



学校に臨床心理士等の専門家を派遣し、児童・生徒・家庭に対して支援を行います。



別記様式2

7教指企第1222号

令和8年2月12日

千代田区教育委員会教育長 殿

(写)

東京都教育委員会教育長

坂本雅彦



チャレンジクラス認定通知書

令和7年11月14日付7千子指導発第1313号で申請のあったチャレンジクラスについて、チャレンジクラス設置要綱第7条の規定に基づき、下記のとおりチャレンジクラスとして認定します。

記

1. チャレンジクラスの名称及び開設年月日
名 称：(仮称)千代田区チャレンジクラス
開設年月日：令和8年4月1日
2. チャレンジクラスの属する学校
名 称：千代田区立神田一橋中学校
所 在 地：東京都千代田区一ツ橋2-6-14
3. 認定年月日
令和8年2月12日

担 当	東京都教育庁指導部主任指導主事	濱田奈津子
	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事	古川 裕平
	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	小池 瑛
	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	坂田 匡史
	東京都教育庁指導部指導企画課指導主事	山崎 晃司
	電 話	03(5000)7059

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年3月10日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
3	10	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	11	水				
3	12	木				
3	13	金				
3	14	土				
3	15	日				
3	16	月				
3	17	火				
3	18	水	10:00～	幼稚園・こども園修了式		教育委員出席
3	19	木	10:00～	中学校卒業式		教育委員出席
3	20	金				
3	21	土				
3	22	日				
3	23	月				
3	24	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席
3	25	水	10:00～	小学校卒業式		教育委員出席
3	26	木				
3	27	金				
3	28	土				
3	29	日				
3	30	月				
3	31	火	15:00～	教育委員会臨時会	教育委員会室	教育委員出席

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和8年3月10日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事（事業名）	場所等	出席者等
4	1	水				
4	2	木				
4	3	金				
4	4	土				
4	5	日				
4	6	月	14:00～	九段中等教育学校入学式	九段中等教育学校	教育委員出席
4	7	火	10:00～ 14:00～	中学校入学式 小学校入学式	各中学校 各小学校	教育委員出席 教育委員出席
4	8	水				
4	9	木	10:00～	幼稚園・こども園入園式	各幼稚園・こども園	教育委員出席
4	10	金				
4	11	土				
4	12	日				
4	13	月				
4	14	火				
4	15	水	9:30～11:30	経営方針等説明会①	教育委員会室	教育委員出席
4	16	木	9:00～12:00	経営方針等説明会②	教育委員会室	教育委員出席
4	17	金	9:00～12:00	経営方針等説明会③	教育委員会室	教育委員出席
4	18	土				
4	19	日				
4	20	月	9:00～11:30	経営方針等説明会④	教育委員会室	教育委員出席
4	21	火	15:00～	教育委員会定例会	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」
3月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者 区以外が主催のとき
			開催日・開催期間		
1	子ども総務課	おがちよ教育交流事業	令和8年度「おがちよ教育交流事業」の参加者募集	8月14日(金)～8月20日(木)	
2	子ども総務課	区立小学校の通学路等へ防犯カメラの設置を進めています	見守り活動を補完し、さらなる安全確保を図るため、区立小学校の通学路等へ防犯カメラを設置		
3	児童・家庭支援センター	千代田区子育て支援員研修	子育てしやすい地域づくりのため、千代田区子育て支援員研修を行う。	5月15日(金)～7月17日(金)	あい・ぽーと 麴町 NPO法人 あい・ぽーとステーション
4	子ども支援課	こども誰でも通園制度を開始します	4月から新たに始まる誰でも通園制度の周知		
5	子育て推進課	病児保育室を開設します	疾病により集団保育が困難なお子さんを専用スペースで一時的にお預かりする病児保育室を開設します。		
6	文化振興課	東京国立近代美術館「美術館の春まつり」	春の期間限定イベント。重要文化財公開やハイライトツアー等開催。	3月13日(金)～4月12日(日)	東京国立近代美術館 東京国立近代美術館
7	文化振興課	昼下がりのシャンソン・コンサート	シャンソン歌手によるコンサートのご案内	4月21日(火) 13時30分～	いきいきプラザ 一番町カスケードホール 千代田歌劇団
8	文化振興課	海外旅行のパイオニア 兼 高かおるさんが伝えた旅の魅力と憧れ(仮)	海外旅行が珍しかった時代に、世界を旅しながら人々へ旅の素晴らしさを伝えたジャーナリスト兼高かおるの軌跡を振り返る講座。	5月〇〇日(〇) 19時～20時30分	日比谷図書文化館 コンベンションホール 日比谷図書文化館

「広報千代田」
3月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき
9 文化振興課	東京建築祭連携企画 東京 文学者の和室を味わう 一東京建築祭で見つける 隠れた魅力2-	東京に残された「文学者たちの和室」を取り上げ、その魅力を日本建築史・近代建築史・設計者の3名の視点から語る。	5月22日(金) 19時～21時	日比谷図書文化館 コンベンションホール (大ホール)	日比谷図書文化館
10 文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会。	4月12日(日)11時～	子ども室 (区役所10階)	千代田図書館
11 生涯学習・スポーツ課	ちよだまち魅力探訪	俎橋から飯田橋までを歩きながら江戸・東京の暮らしを支え続ける水辺のインフラについて学ぶ	5月13日(水) 13:30～16:30	俎板橋から飯田橋	九段生涯学習館
12 生涯学習・スポーツ課	【太極拳春の講習会】 推手講習会健康棒体操講習会	区内在住・在勤・在学者(18歳以上)を対象に講習会を実施	4月12日(日) 13時15分～、15時30分～	スポーツセンター	千代田区 太極拳連盟
13 生涯学習・スポーツ課	ゴルフ初心者・ビギナー スキルアップ講習会	区内在住・在勤者(18歳以上)を対象に講習会を実施	6月1日～8月3日 (6/15、7/20を除く)毎週月曜(全8回)	スポーツセンター	千代田区 スポーツ協会
14 生涯学習・スポーツ課	7割柔道クラブ	小学生以上の柔道経験者を対象に楽しく健康増進を図ることを目的とする柔道教室を開催	4月19日～9月20日の毎月第3日曜日(全6回※6月のみ第1日曜日に実施)9時30分～11時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
15 生涯学習・スポーツ課	アクアビクス教室	15歳以上の方(中学生を除く)を対象にアクアビクス教室を開催	5月8日～6月26日の毎週金曜(全8回)18時30分～19時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

「広報千代田」
3月20日号広報原稿一覧

子ども部、地域振興部
(文化振興課、生涯学習・スポーツ課)

22件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間		区以外が主催のとき	
16	生涯学習・スポーツ課	シニア向け 転倒予防および健康体操 in 柔道場	50歳以上の方を対象に日常生活における転倒予防、体力維持を目的とした体操教室を開催	4月15日～9月16日の毎月第1・3水曜(全10回※4、5月は第3水曜日のみ実施) 10時～11時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
17	生涯学習・スポーツ課	ちよだキッズスポーツ塾 I 期	小学生を対象にマット、鉄棒、跳び箱を中心としたスポーツ教室を開催	4月22日～6月24日の毎週水曜(4/29、5/6を除く全8回) 16時～17時	スポーツセンター	スポーツセンター
18	生涯学習・スポーツ課	ピククルボール教室初心者向け	16歳以上の方(中学生を除く)を対象にしたピククルボール教室を開催	①4月22日(水)②5月20日(水)③6月3日(水)④6月17日(水)各回13時00分～14時10分	スポーツセンター	スポーツセンター
19	生涯学習・スポーツ課	やさしいヨガ	15歳以上の方(中学生を除く)を対象にしたヨガ教室を開催	5月8日～6月26日の毎週金曜(全8回) 18時15分～19時15分	スポーツセンター	スポーツセンター
20	生涯学習・スポーツ課	運動会必勝塾～かけっこ・走り方教室～	幼児(4歳以上の未就学児)・小学生を対象にかけっこ・走り方教室を開催	5月5日(火) かけっこ教室9時10分～10時 走り方教室10時15分～11時15分、11時30分～12時30分	スポーツセンター	スポーツセンター
21	生涯学習・スポーツ課		スポーツセンターのイベント紹介		スポーツセンター	スポーツセンター
22	生涯学習・スポーツ課	(仮称)新九段生涯学習館基本構想(素案)及び千代田区スポーツ振興基本計画(素案)意見募集	(仮称)新九段生涯学習館基本構想(素案)及び千代田区スポーツ振興基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果	1月5日(月)～1月19日(月)	閲覧場所 区のHP、情報コーナー(区役所2階)、出張所、問合せ先	